

国住指第3235号
平成20年11月12日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認手続き及び構造計算適合性判定の円滑化に向けた取組みの継続について

貴職におかれましては、改正建築基準法の円滑な施行に向けた取組みにご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

さて、建築確認手続きが更に円滑に行われるよう、関係者との緊密な連携の下、下記事項に留意の上、引き続ききめ細かな取組みの実施をお願いいたします。

なお、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知方をお願いいたします。また、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1 建築確認手続きの円滑化について

(1) 事前相談等の継続について

「建築確認手続きの円滑化に向けた取り組みの強化・継続等について（平成20年2月29日付け国住指第4196号）」において通知しているところですが、原則として、さらに当分の間継続して実施するようお願いいたします。

その際、事前相談については効率的に実施し、いたずらに長期間を要することのないよう留意するとともに、各都道府県の建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換等を踏まえ、地域の実情に応じて適切な実施方法を定めるようお願いいたします。

(2) 確認審査等に係る指針の運用について

確認審査等に係る指針（平成19年国土交通省告示第835号）第一第5項第3号イに掲げる「申請書等に軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載使用とした事項が容易に推測される程度のものをいう。）がある場合」及び同号ロに掲げる「申請書の記載事項に不明確な点がある場合」については、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（平成19年9月25日付け国住指第2327号）」において通知しているところですが、同通知において記載している例示に限らず、類似のものは対象として差し支えないものであり、

建築主等に無用の負担を強いることのないよう、適切な運用をお願いします。

なお、補正又は追加説明書の提出については、建築主等の負担軽減に留意して合理的な方法で求めるようお願いします。

(3) 構造方法等の認定に係る認定書の写しの提出について

建築確認の申請時における構造方法等の認定書の写しの提出については、「建築基準法施行規則の一部改正等について（平成19年11月14日付け国住指第3110号）」において通知しているとおり、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）において既に認定書の写しを有している場合や認定の内容を収録した図書（出版物やホームページに掲載されたものを含む。）によりその内容を確認できる場合には、認定書の写しの提出を求めていることに相当すると判断できることから、認定書の写しの提出が求められるのはそれら以外の場合で建築主事等が提出を求める場合に限るとしているところですので、改めて運用を徹底されるようお願いします。

(4) 軽微な変更の運用について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第88条第1項又は第2項の規定において準用する場合を含む。）にいう軽微な変更については、「建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第36号）」により、構造関係規定及び建築設備関係規定に係るものを追加しているところです。これらの運用については、当職より「建築基準法施行規則の一部改正等について（平成20年5月27日付け国住指第858－1号）」において通知しているところですが、軽微な変更の趣旨が、建築主の建築確認手続きの負担の軽減にあること等を踏まえ、弾力的に取り扱い、円滑な運用を図るよう、お願いします。

2 構造計算適合性判定の円滑化について

構造計算適合性判定については、審査体制の効率化、事前相談の活用、不適切な指導のない判定業務の実施、申請者との連絡調整の円滑化等により、円滑な業務を確保するようお願いします。

特に、各都道府県において判定対象となっている建築物の状況及び構造計算適合性判定の実施状況を踏まえ、構造計算適合性判定の円滑化に資すると認められる場合には、比較的小規模で許容応力度等計算による建築物が多いこと等の実情に応じて、こうした建築物について都道府県知事が構造計算適合性判定を実施する等、地域の実情に応じた措置を講じるよう、お願いいたします。